

第9回府中市学校施設老朽化対策推進協議会の開催結果

- 1 日 時 平成30年9月11日(火)午後2時30分～午後5時15分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階第1会議室
- 3 出席委員 12名(五十音順)
宇都宮聡委員、金子崇裕委員、河井文委員、佐伯義夫委員、
柴崎金勝委員、田中友章委員、田中英樹委員、田辺昭委員、
内藤治委員、長谷川紀子委員、松本幸次委員、村越ひろみ委員、
- 4 欠席委員 2名
志水清隆委員、森岡耕平委員
- 5 出席職員 事務局(学校施設課)
関根部長、山田課長、藤原課長補佐、遠藤主査、七里主任、
川原事務職員
- 6 傍 聴 者 0名
- 7 内 容 (I)議題
ア 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案の構成について
イ 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案について
ウ 答申の提出について
エ その他
- 8 配布資料 資料4-3 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案の構成
比較
参考3 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案
(9月11日版)
参考4 府中市学校施設老朽化対策推進協議会答申の鑑文
参考5 府中市学校施設老朽化対策推進協議会答申素案の添
付資料一式

会議録

事務局 皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から「第9回府中市学校施設老朽化対策推進協議会」を開催いたします。会長よろしくお願いたします。

会長 皆様こんにちは。今日もお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、ただ今から「第9回府中市学校施設老朽化対策推進協議会」を開催させていただきます。なお、本日の会議の予定ですが、本日が最後の協議会ということになりまして、答申としてまとめるにあたって色々資料を用意していただいて、細かい議論が必要な場合もありますので、概ね2時間半程度を目処に進めていければと思いますので、議事の進行にご協力いただければと思います。

それでははじめに、事務局に確認しますが、本日の傍聴の申出の状況はいかがでしょうか。

事務局 本日の傍聴を希望されている方はいらっしゃいません。

会長 はい。ありがとうございます。傍聴の希望がないということですので、このまま進めさせていただきたいと思います。次に、委員の皆様の出席状況について、ご報告いただけますでしょうか。

事務局 本日は事前に志水委員と森岡委員から、欠席とのご連絡をいただいております。

以上のとおり、本日は、12名の委員に出席いただいております、出席委員数が過半数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

会長 ありがとうございます。次に、前回議事録の確定をしたいと思います。既に委員の皆様には事前に送付していますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたでしょうか。

事務局 議事録の送付については、9月6日に各委員へ送付させていただいた関係もございまして、今のところ、皆様から修正等のご連絡はございません。本日は、メール送付いただいた委員の方々のみ、机に議事録を置かせていただいております。以上です。

会長 ありがとうございます。前回の会議が8月10日であったことから、議事録の作成、送付がぎりぎりとなってしまったということで、確認期間が非常に短い時間となっているとのことです。

通常は、この協議会の時に議事録の確定をさせていただいているのですが、もしよろしければ、本日、議事録の確定は行わず、改めてご確認いただく中で、修正等ございましたら事務局へご連絡いただき、その後私が確認をして、確定としたいと思います。具体的には9月

19日(水)までに修正等がある場合に、事務局にご連絡をいただき、その後修正した内容を確認して、確定としたいと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、前回の議事録については19日まで待って、その後に私の方で確認の上、確定させていただくことにします。その後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

なお、配布された議事録のうち、黄色く着色している部分は委員個人を特定する表記が含まれていますので、公開時には削除いたします。

続いて、お手元の次第に従って議事を進めますが、はじめに、事務局から資料の確認をお願いします。

事務局 それでは、確認をさせていただきます。本日は、会議次第のほか、後程ご審議いただく議題に関わる資料として、

資料43 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案の構成比較

参考3 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案(9月11日版)

参考4 府中市学校施設老朽化対策推進協議会答申の鑑文

参考5 府中市学校施設老朽化対策推進協議会答申素案の添付資料一式

の4点となります。

資料につきまして、不足等はありませんでしょうか。よろしければ本日の資料につきましては、以上でございます。

会長 よろしいでしょうか。不足がなければ、議事に進めさせていただきます。

それでは、本日の議題に入ります。はじめに、議題1の「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案の構成について」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。恐れ入りますが、資料43「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案の構成比較」をご覧ください。

ここでは、前回からの変更点及び国が定める計画構成の参考例への対応状況を記載しています。左側が前回第8回協議会での構成、真ん中が今回協議会の素案の構成、右側が文部科学省が定める学校施設の長寿命化改修計画の構成例となっております。

前回からの主な変更点は、前回5章(2)本計画の特徴というところで記載させていただいておりましたこちらの内容につきましては、5章の諸室整備方針と関連する部分が重複しているところがありましたので、今回の計画の中で5章の関連する分野の前に、トピック的に抜き出しを行い、特徴付けしたほか、諸室整備方針と関連しない内容については、4章の計画策定に関する考え方の部分で、その内容を掲載するなどして、内容を精査させていた

だいているところです。前回3章に記載した、府中の教育に関する内容については、委員の皆様からも、府中の教育の取扱いについてご意見をいただいております。これについては第2章の本計画の位置づけの中の(2)学校施設に関連する計画というところの中で、記載を集約させていただいている内容となります。関連する計画の中で、一括して取り扱うことにし、2章に記載しております。以上が構成に関する主な変更点となりますが、右側に記載した文部科学省の構成例にも対応した内容としております。

それぞれの、詳細は次の議題にてご説明させていただきます。以上となります。

会長 ありがとうございます。今ご説明いただいたように、左側に前回の第8回の時に示していただいた構成案がありますが、前回8章構成だったものを、全体の中身といただいた意見等をまとめるにあたって、色々ご検討いただき、出来るだけ章構成が明確になるように、中身が伝わりやすいように、6章構成に見直していただいたということ、右側の方に文科省の解説がありますけれど、この内容が過不足なく網羅されて、出来るだけ今回の府中市の計画として、きちんと位置付けられるように構成を直していただいたということになります。主に構成についてというところでございますが、ここまでについて何かご質問やご意見はございますでしょうか。

細かな内容については次の議題で詳しくご説明いただきますが、構成の組替えについてご確認いただくということになります。ご質問等は特にございませんか。よろしいでしょうか。

委員 1点だけ。文科省で作っているのが、1章から7章の構成になっているのですが、府中市は1章から6章に変えているわけですが、そうした方が良い理由があるのであれば。

会長 章構成の組替えについての質問ですが、いかがでしょうか。

事務局 今回、文部科学省が提示している章立てについての考え方については、文部科学省の手引きを見る限り、章立てを明確に同じようにする規定はございません。基本的にこの内容が網羅されているものであれば良いという認識をしております。先ほどご説明しましたが、第8回の協議会の時、章立てについてはあまり整理されていないという状況がございまして、府中市の計画として、第6章という章立ての方が、より分かりやすいのではないかとということで、今回この構成とさせていただいております。繰り返しになりますが、基本的に6章立てだったとしても、第7章についても網羅されているというふうに認識をしております。

会長 よろしいでしょうか。おそらく文科省の解説書は、様々な自治体・地域の状態があって、ものがつくられる時に、一つの雛形として、示すべき内容を一覧的に示しているとい

うことですので、今回は私達の協議会で、この間議論してきた内容、それに先立って府中市の状況や、その特性に合わせて組んでいきますので、あくまでも計画としては、読み手の方が読んでいただいて、きちんと内容が伝わるのが第一的なもの。その次に、これも重要なことですが、文科省で示している内容が確実に網羅されている、その部分の点検はしっかりしていただいているということだと理解をしております。他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、構成についてはご確認いただいたということで、次の議題に進ませていただきます。それでは、次に議題2の『府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案について』でございます。それでは、事務局から内容のご説明をお願いします。

事務局 説明を始める前に、前回の協議会以降で、「本計画の主な特徴」や「計画素案」に対して、委員の皆様にご意見を頂戴する時間を設けておまして、委員から、貴重なご意見を頂戴いたしました。

その内容については、各委員からのご意見も伺った上で、会長とも相談しながら、今回作成する答申素案に反映しているところがございますことを、先にご報告させていただきます。

それでは説明いたします。恐れ入りますが、参考3「府中市学校施設長寿命化改修計画素案」の2ページ目「目次」をご覧ください。

ここでは、先ほどの議題で説明したとおり、「はじめに」から「第6章 継続的運用方針」についてを記載しておまして、これより順に、掲載している主な内容を説明させていただきます。

また、本日の協議会で説明をさせていただくこととしておりました、第4章の7「学校施設整備スケジュール」と8「学校施設整備費用」、第6章の「継続的運用方針」につきましても、この議題の中で説明をさせていただきます。

それでは、3ページ「はじめに」でございますが、ここでは、冒頭で学校施設の現状と老朽化対策の必要性を記載しており、5段落目の「このような課題を解決し～」と記載した以降で、本協議会から答申素案をいただいたこと、また、それ以降の計画策定までの流れを記載しております。

ページを1枚めくっていただきまして、4ページをお開き願います。

「第1章 本計画の背景と目的」となります。

5ページに移りまして、1の「背景」では、「本市の学校施設が昭和30年から50年代にかけて集中的に建設され、現在、一斉に更新時期を迎えていること」。また、2段落目以降では、「笹子トンネル崩落事故等を受け、個別施設計画を策定することが求められていること」を記載しております。

6ページでは、2の「計画策定の目的」として、(1)目的では、「老朽化対策の基本的な考えを示すことで、老朽化対策を着実かつ確実に実施すること」、「公平な教育環境や地域が

ら求められる様々な機能や役割を果たせるよう、具体的な整備方針を定めること」を記載しています。

また、(2)計画期間と更新サイクルでは、「平成32年度から全ての学校の整備が完了する平成66年度までの34年間を計画期間とすること」、「計画期間が長期に渡ることから、様々な状況の変化に対応出来るよう、8年後の平成39年度に見直しを行うこと」としています。

(3)対象施設は、市が所管する学校施設33校としています。

8ページをお開き願います。

これより、第2章「本計画の位置付け」となりまして、ここでは、計画の位置付けと学校施設に関連する計画を整理しております。

9ページ、1の「本計画の位置付け」では、「本計画は、文部科学省の要請に基づき、市立小・中学校の具体的な整備方針を定める個別施設計画」としております。

続いて、2の「学校施設に関連する計画」では、(1)教育に関する計画、10ページに移りまして、(2)他の分野で関連する計画、として4つの関連計画、11ページでは、(3)公共施設マネジメント推進プランとの整合性を図ることとし、学校施設の更なる活用に向けて、公共施設マネジメントの担当課等と連携を図ることとしています。

続いて、13ページをお開き願います。

これより、第3章「学校施設の現状と課題」となりまして、ここでは、「これまでの学校施設の役割と整備の状況」、学校施設や児童・生徒数などの「教育環境面の現状と課題」、「防災や地域開放、公共施設マネジメントの現状と課題」を整理しております。

14ページ、1の「これまでの学校施設の役割と整備の状況」として、(1)の「学校施設の役割」では、「子供たちの教育の場」であることに加え、地域住民の「生涯学習、文化、スポーツの場であること」や「防災拠点の場」となっていることを記載しております。

また、(2)の「学校施設の整備状況」では、これまでの主な整備状況を記載しています。

次に、16ページ、2の「学校施設の整備状況」をお開き願います。

これより、33ページまでの「現状と課題」につきまして、ページ先頭の黄色の囲みに「それぞれの項目での課題」、その後ろにそれらに関連するデータ等を掲載しております。

はじめに、(1)保有する学校施設について、では、「学校施設の多くが築40年以上を経過し計画的に老朽化対策を実施する必要があること」、「学校が建設時期の異なる複数の棟で構成され一体的に整備を行うか検討する必要があること」など、6項目を記載しています。

18ページの(2)近年改築した学校の校舎面積については、校舎面積が大きく増加すると、維持管理費を増加するため、維持管理費を考慮した整備を行う必要があることとしています。

また、(3)では、学校ごとの特色ある整備や設備は、独自の取組として特徴を持つ一方で、費用面や運用方法の現状を整理しておく必要があることとしています。

次に、20ページ、3「児童・生徒数、学級数の状況」では、(1)児童・生徒、学級数

として、「児童・生徒数が将来的に減少することから、その増減に対して柔軟に対応出来る学校施設の整備を行うこと」、「学級数が大きい学校で、更に増加が見込まれる学校がある一方、学級数が少ない学校で更なる減少が見込まれる学校があること」などの3項目を課題として記載しています。

次に、24ページ、4の教育環境面の状況、(1)「必要諸室に係る課題」では、「普通教室の大きさや学習室の数等にバラつきがあり、学習環境に差が見られることから、市の基準を定めていく必要があること」、「空調設備の設置について、体育館等については、近年の気象状況や被災時の稼働も想定し、自然環境を利用した通風確保や建築的手法による温度調節、又は送風機や空調設備の設置も検討していく必要があること」としています。

27ページ、(2)小中連携・一貫教育制度と施設整備に係る課題では、「将来的に小中一貫教育へ移行した場合に、その実施形態に対応出来る施設整備について検討する必要がある」ことを課題としております。

28ページ、(3)特別支援教育と施設整備については、「通級学級(情緒障害)については、平成32年度までに特別支援教室へと移行することにより、各学校で新たに教室を確保する必要があること」が課題としております。

30ページ、「防災面の現状」では、(1)避難場所・避難所としての役割について、で「学校施設は避難所となっていることから、その運営のための必要最低限のインフラ設備を備える必要があること」、「災害時の避難所運営を想定した施設整備を行う必要があること」など4項目を記載しています。

31ページに移りまして、6の学校施設の地域開放の現状では、(1)学校施設の地域開放について、「校庭・体育館が活用されている一方、校舎内の諸室では、地域開放が行いにくいことからセキュリティ区画を考慮した施設整備を検討する必要があること」と記載しています。

32ページ、7「公共施設マネジメントの現状」では、(1)学童クラブと放課後子ども教室について、「校地の外に設置されている学童クラブがあること」、「放課後子ども教室は、他室と兼用していることから、毎年、空き教室の状況によって、実施場所が変わるなど運営が不安定となっている」ことを課題としております。

33ページ、(2)公共施設の複合化を含めた総量抑制・圧縮については、「学校教育系施設は、公共施設の面積のうち、全体の約43%を占めており、他の公共施設に与える影響に考慮する必要があること」、「市全体の施設総量の圧縮及び一元的な施設管理の実現するためには、老朽化対策の検討に併せて、他の公共施設との複合化を検討することが求められている」こととしております。

34ページから、第4章「本計画における老朽化対策の進め方」となります。

この章では、「老朽化対策の基本的な在り方」を3つ示した上で、それぞれの在り方に関する考え方を記載するとともに、整備スケジュールと整備費用について、記載をしております。

35ページ、1の「老朽化対策の基本的な在り方」では、本計画を策定する上で重要となる、トータルコストの縮減や予算の平準化に関わる(1)「学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策について」、学校施設に求められる役割として、子供たちの学習・生活の場の視点から(2)「教育環境の充実を図ることについて」、地域コミュニティや防災の拠点の視点から(3)「地域と連携し、地域の拠点となる学校について」の3項目について基本的な在り方として記載をしております。

36ページに移りまして、2の「老朽化対策調査報告および学校施設整備順序のグループ分けについて」でございますが、

(1)老朽化対策調査については、平成26年度から28年度までの3年間にわたり、実施した校舎等の老朽化対策調査結果の概要を記載しております。

37ページをお開き願います。

(2)学校施設整備順序におけるグループ分けについてでございますが、ア．グループ分けの考え方、イ．各グループの条件を踏まえ、38ページ、ウ．グループ分けの結果にて、(ア)早期改築着手校として、八小と一中、(イ)第1グループ、の小中10校(ウ)第2グループの各学校を記載しております。

続いて、41ページをお開き願います。

3の「老朽化対策の検討にあたって」でございますが、ここでは、本市の老朽化対策の考え方を決めるにあたり、鉄筋コンクリート造や老朽化対策の手法に関する一般的な考え方を整理しています。

(1)学校施設における鉄筋コンクリート造の耐用年数については、日本建築学会が示す貸与年数として、「ア 物理的耐用年数」が65年、次のページの「イ 目標耐用年数」では60年という2つの耐用年数の考え方について記載しております。

次に、(2)老朽化対策の手法については、ア．改築、イ．長寿命化改修、ウ．大規模改修の3つの整備手法について記載しております。

44ページに移りまして、(3)「老朽化対策の手法を決定する上での判断基準について」でございますが、「ア．長寿命化改修に適さない建物」として、文部科学省の示す、「築45年を超える建物又は鉄筋コンクリート造で圧縮強度が13.5N/mm²以下長寿命化改修に適さないこと」を示しています。

「イ．改築と長寿命化改修の特徴」については、表にそれぞれの特徴を示しており、「児童・生徒数の減少が見込まれず、長期にわたって使用する場合は、改築の方が長寿命化改修と比べ、トータルコストが抑えられる。」ことを記載しております。

45ページに移りまして、これらを踏まえた、4の「本市の老朽化対策の考え方」でございますが、(1)「既存校舎等の鉄筋コンクリート造の耐用年数について」では、概ね60～65年を超える校舎等を目安に老朽対策を実施することとしております。

(2)「本市における老朽化対策の手法について」では、第1グループについては当面改築を基本として検討していくこととし、第2グループについては、様々な状況の変化に対応

するため、今回の計画においては具体的な手法は定めず、今後の計画の見直し時に検討することとしております。

(3)「学校内に築年数が異なる複数の建物がある場合の取扱い」でございますが、学校内に築年数が45年を経過している建物と経過していない建物が学校内に存在する場合の老朽化対策の手法では、工事の複雑化や工期の長期化などが考えられることから、改築を基本として検討を行うこととしております。

また、武道場や重層体育館については、築年数が浅いことから、基本的には老朽化対策の対象外とすることとしています。

次に、(4)「老朽化対策手法の違いによる長期的なコストについて」でございますが、児童・生徒数が減少せず長期にわたって、学校が存在する場合は、現段階で長寿命化改修を選択すると、長期的にはコストが高くなることを記載しています。

続いて、48ページをお開き願います。

5の「教育環境の充実を図ることについて」でございますが、ここでは、35ページに記載した、老朽化対策の基本的な在り方の「(2)教育環境の充実を図ることについて」の具体的な考え方の記載をしております。

(1)教育水準の確保に向けた進め方では、「公立学校として出来る限り公平な教育環境を確保出来るよう、普通教室の大きさや必要な諸室等を示す、諸室整備方針を定めること」、「チームとしての学校」の実現に寄与する学校施設を整備すること」としています。

(2)「学校ごとの独自性や個別条件に関する検討の進め方について」は、第6章で示す各学校の基本構想等で検討していくこととしています。

次に、(3)「適正規模・適正配置について」でございますが、「本市では、当面、子供たちの減少が見込めないため、改築時期が早い学校では現在の児童・生徒数に配慮した規模の学校とすることし、長期的な考え方として、改築時期が遅い学校では、近隣で先行し改築を行った学校や、その後に改築が行われる近隣の学校の規模や児童・生徒数の状況を見ながら、複数の学校をグループとして捉えるなど、学校間で学校規模の調整を図りながら、老朽化対策を実施していくことも含めて検討すること」を記載しています。

50ページでは、(4)小中一貫校について、(5)特別支援教育について、今後の動向に合わせ、対応を検討することとして記載をしております。

51ページをお開き願います。

6の「地域の拠点となる学校について」では、35ページに記載した、老朽化対策の基本的な在り方の「(3)地域と連携し、地域の拠点となる学校について」の具体的な考え方を示しております。

(1)地域が学校施設を利用する際の基本的事項として、児童・生徒の安全を確保するための「セキュリティ確保の考え方」について記載をしております。

53ページに移りまして、(2)「学校施設の地域開放について」でございますが、「校舎内の諸室を拡充する方向で検討をしていくこととし、その対象諸室は避難所としての利用

も踏まえた4室について検討すること」としております。

(3)「学校施設の一次避難所利用について」では、学校施設整備に当たっての「3つの基本的な考え方」を示し、「開放する範囲、避難場運営に関する整備方針、施設の整備方針」を具体的に記載しております。

55ページに移りまして、(4)「複合化について」では、「ア 短期的」には、学童クラブと放課後子ども教室を学校施設に複合化することを記載するとともに、「イ 長期的」には、他の公共施設のニーズや老朽化状況を勘案し、複合化の検討を継続していくことを、記載しております。

次に、(5)の「その他」でございますが、将来の複合化や児童・生徒数の減少に対する学校施設の縮小を想定した、建築的な工夫について記載をしております。

次に、7の「学校施設の整備スケジュール」でございますが、左上の「計画の見直し周期」は8年間としております。その下、「早期改築着手校」は、2019年度(平成31年度)から2022年度(平成34年度)、「第1グループ」は2021年度(平成33年度)から2032年度(平成44年度)、「第2グループ」は2031年度(平成43年度)から2052年度(平成64年度)までとなります。

学校施設の整備期間としては、平成31年度から平成64年度までの34年間となりますが、計画策定が平成31年度となりますので、計画の運用期間としては平成32年度からとなります。また表の2026年度に見直しとありますが、平成38年度が第1グループの計画期間中ではありますが、1回目の計画改定の時期を迎えることとなります。

今回の計画においては、第1グループの前半に実施する数校については、学校施設の老朽化状況に加え、様々な要因を加味した上で、明示していきたいと思いますが、本協議会では学校の明示はせず、その選定に当たって、配慮すべき事項等があれば委員の皆様のご意見を頂戴したいと思っております。

次に、57ページ、8の「学校施設の整備費用」でございますが、学校施設の老朽化対策が、長期に渡って多額の費用がかかること、また、今後見込まれる他の公共施設の老朽化対策についても財政的な面で与える影響が大きいことなどから、長期的な整備費用の見通しを立てるものです。

今後の長期的な整備費用についてでございますが、先ほどの整備期間では約1,200億円、この期間における平均は年35億円の見通しとなっております。その内訳といたしましては、校舎が約931億円、体育館が約72億円、プールが約75億円、仮設校舎で約122億円と見込んでおります。

これまでの整備費用は、改修費や修繕費の平均が約27億円となりますので、これまでの整備に係る事業費とこれからの改築事業費を比較した場合は、約8億円の増加となります。

35億円については、あくまで改築費のみとなりますので、改築後の大規模改修費や、老朽化対策が遅い学校の大規模改修費等は、今回の計画策定に並行して、別途、積算を行って

いく必要があるものと考えております。

次に、60ページ、「第5章 府中市学校施設改築整備方針及び標準仕様」をお開き願います。

この章では、各学校の老朽化対策を実施する上での、具体的な整備方針を定めたものです。

61ページ、1の「目指すべき学校施設」は、老朽化対策を実施した学校を目指すべき姿を示したもので、これまでの協議会で議論したものとなっております。

62ページ、2の「学校施設の全体整備方針」は、目指すべき学校施設を実現するため、学校施設の老朽化対策を実施する上での、全体整備方針を定めたもので、これまで協議会で議論したものとなっております。

63ページ、3の「学校施設に係る建物および配置の整備方針」では、学校施設の全体に係る「建物の整備方針」と「建物の配置方針」を記載しております。

次に、64ページ、4の「諸室整備方針及び標準仕様」では、今後、各学校の老朽化対策を実施するに当たって、工事関係者が具体的な整備内容や方針が分かるように、各諸室ごとの整備方針を示したものです。

諸室区分ごとの冒頭に、前回に「計画の主な特徴」としていた、その区分ごとの特徴的な内容を、黄色の四角囲みで抜き出しをおこなっています。

(1)各諸室共通では、諸室の広さを普通教室1室を1コマと設定した上で、普通教室のサイズに合わせ、各諸室の広さは小学校より中学校の方が広い設定としています。

66、67ページでは、各部屋の実績を参考に、新しい学校のコマ数を目安として設定しております。

次に、68ページは、普通教室となりまして、「イ 普通教室の広さ」では、子供たちにとって生活の場であり、学びの場であることから、きちんと広さを確保するために、普通教室のサイズを小学校では、8m×9m、中学校では8m×10mと設定し、その考え方を記載しております。

次に、71ページ、(3)特別教室では、子供たちが主体的・対話的で深い学びが出来るよう、「メディアセンター」を設置することとしています。

次に、74ページ、(4)管理諸室では、チーム学校の実現に向け、全ての教職員や事務職員が執務する校務センターを設けることとしています。

次に、78ページ、(5)特別支援学級では、全校に特別支援教室を整備することとしています。

次に、80ページ、(6)「その他諸室」では、少人数教室を実施するための学級規模に応じた「学習室」と、複数の学級活動や多様な学習活動の場として視聴覚機能を有した「多目的ルーム」を設けていきます。

次に、81ページ、(7)「校舎内共用部」では、廊下では、通路としての役割に加え、手洗い機能や展示・掲示機能等の付加についても考慮します。

次に、82ページ、(8)の「校庭」では、維持管理がしやすいクレーを原則とし、校庭

の芝生化を実施する場合は、実施部分の範囲、使用ルールや維持管理の手法などに十分配慮することとしています。

次に、(9)の体育館は、授業や部活動、集会等の学習活動に支障がない大きさ・仕様とするとともに、避難所としての運営に配慮した仕様としていきます。

84ページには、「武道場」及び「プール」について、記載しております。

次に、85ページをお開き願います。ここから、「第6章 継続的運用方針」となります。

ここでは、本計画を継続的に運用していくため、「本計画の見直しの考え方」を示すとともに、「今後の各学校における老朽化対策の進め方」として、各学校の具体的な整備手順を示しています。

86ページをお開き願います。

1の「本計画の見直しの考え方」では、本計画のPDCAサイクルを示しており、特に、Cのチェックの部分で、老朽化対策を実施した学校へのヒアリング等を通じて、工事後の学校施設の点検・評価をきちんと行っていくことを記載しております。

87ページ、2の「今後の各学校における老朽化対策の進め方」では、老朽化対策を実施する学校での具体的な検討内容を、(1)基本構想から(5)工事段階で示しております。また、(6)改築工事後の学校施設の維持管理の取組みでは、新しい学校の修繕や改修工事の履歴を記録・更新し、学校施設の状態を正確に把握していくことを記載しております。

なお、本日、88ページに渡る計画素案を、本日資料として初めてお渡しした関係もありまして、前回と同様に9月19日(水)までに、本日見ていただいた中で、見れていないところもあるかと思しますので、意見を頂戴する期間を設けていきたいと考えております。

説明は以上となります。

会長 ありがとうございます。参考資料3ということで計画の素案。かなりの分量となるものですが、ご説明をいただきました。今ご案内があったように、9月19日まで意見をいただけるとのことですが、今日協議会がありますので、出来れば主要な部分については、意見交換をして進められればと思っております。内容の構成については、先ほどご説明したとおりですが、見ていただくと分かるように、「はじめに」から、1章から3章までというのは、主に全体の位置づけや課題の整理などがされており、主に4章・5章で私達が今まで議論してきた内容が入ってきます。4章では老朽化対策の進め方、5章では、個別の学校施設の整備方針とか、標準仕様という形で盛り込んでいただいているということです。第4章の7のスケジュールと8の整備費用、第6章の継続的運用方針の部分は、今回新しく付け加えていただいておりますので、これから議論するにあたって、まず、前半の部分については個別の意見は多く出ないと思いますが、確認をさせていただいて、その後に4章・5章、最後の6章の部分について議論をさせていただければと考えております。

まず、「はじめに」から第3章までの部分。先ほども申しあげたように、ここは全体の位

置付けや、状況、課題の洗い出しという辺りが中心で、従前でも何度か議論した内容をまとめていただいているということになっておりますが、ページでいうと33ページまでということになります。ここまでの部分について何かご質問やご意見があれば。

事務局 事務局から1点申しあげます。本来であれば事務局の説明の前で、私の方から言うべきところだったのですが、皆様もお気づきの部分があるかと思いますが、今回参考資料で作らせていただいたものについて、大きく変わるものについてはイラストになります。このイラストは仮のイラストとなっております。前回もご説明させていただいたのですが、イラストについてはイラストの会社と契約等を進めていまして、しっかりとしたイラストをこの中に挿し込んでいきたいと考えております。イラストと全体の配置の構成も変えますので見栄えについては全く違うものになるということをご理解いただきたいと思います。今回素案ということになりますので、事務局と山下PMCとで前回の協議会が終わってから作成にかかっているところですが、これについては、今回議会の方でも特別委員会が出来まして、この策定自体は来年度となっておりますので、基本的には1年間延びたのですが、その間までイラストを延ばすわけではないのですけれども、基本的には一定の時期にしっかりとしたイラストを入れて、皆様に送付し、ご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、一点目に付いては、その点はご了承いただきたいと思います。

それから、会長からもご説明していただいたのですが、9月19日までにご意見を頂戴して、今日もご意見いただきたいと思いますと思っているのですけれど、文言整理については非常にあやふやなところがございます。この文言整理については、9月28日の答申日の前日である27日までに、しっかりと事務局で整理をしたいと思っております。もちろん皆様から文言について、この表現おかしいよねということがあれば、ご指摘いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。また、まとめ方についても若干レベル感にばらつきがございます。そこについても、レベル感については調整していて、27日までの目処がたっているところですが、ここについても、本日の協議会の中でもご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。28日に答申として出せる時までには、ほぼ、確定したもので答申素案を会長、皆様の方から提出していただくのですが、その後につきましては、コンプリートされたものについて、議会等、またはパブリックコメント等を通して、肉付け等されて、最終的には来年度末までにこの計画が完成される予定でおりますので、了承をお願いいたします。その経過につきましては、逐一すべて送付させていただいてご報告させていただく予定です。以上です。よろしくお願いいたします。

会長 事務局からご説明いただいたことですが、確認もかねて。私達の協議会が、諮問事項としていただいているのは、学校施設改築・長寿命化改修計画の素案を作成することについてということですので、28日までに素案を完成した上で答申をするというのが私達の責務ということで、今、前段でご説明いただいた素案自体を完成するに向けても調整事項が

残っているけれども、従前にご説明があったように、計画の策定期間が当初より1年後ろになりましたので、計画の策定にあたっては、いくつか盛り込まれる、あるいは構成が行われる部分がある。ただ、そこに関しては私達が諮問を受けている事項ではなくて、答申をした後にやっていただくことの説明だというふうに理解しております。それでよろしいですよ。

事務局 今、会長が言った通りでございまして、あと1点、私達が必ず尊重し、ここについてはしっかりと守りぬく、担保していきたいのは皆様のご議論いただいたことの内容になります。これについては、しっかりと議論の中で決定してきたものだということを主張しながら、最終的にまとめていきたいと考えています。

会長 今回最後の協議会ですから、協議会で最優先に取り組む事項は、しっかりとした答申を素案と共に提出するということですので、そこに戻らせていただいて、先ほど整理をしたように、答申に付ける素案、今、お手元にあると思いますので、本日は、これの議論を出来るだけ時間の許す限り進めていきたいということで、先ほど整理をさせていただいたように、前半の部分、前半の部分はそんなに議論過多とはならないとは思いますが、念のためご確認いただいて、3章の終わりまで、33ページのところまでの記述について、何かご質問やご意見がありましたら、いただけますでしょうか。その後、章ごとに進めてまいります。前半についてはいかがでしょうか。

委員 レイアウト的なことになりますが、第3章の現状と課題のところ、現状と課題の示し方というか、例えば16ページ、学校施設の整備状況の中で(1)保有する学校設備にかかる課題で黄色部分がありますよね。次にいくと、(2)もそうです。(3)学校ごとの特徴について、になっていて、この黄色は課題なのだと読み取れますが、整合性がないというか。「ついて」で課題になっているのか、課題と書いて黄色部分があるのか。その辺のところ、これから精査していただくところだと思っているのですが、次の20ページのところも「児童・生徒数・学級数について」で黄色部分があつてという。どちらかに統一した方が良いのではないかという。現状と課題なのか、課題と現状なのか、見づらいというか、何と比較するかという、第5章のところはすごく統一されていて見やすい。見やすさというか、これが課題なのだと分かる方が良いと思いました。

前回指摘させていただいた、府中市の教育という章立てがあるのは変だよといって盛り込んでいただいたということは先ほど伺ったのですが、第2章のところに入っているということですけど、府中市の教育という形では入っていない、というのが構わないのかというのが疑問だったり、第1章6ページで「8年後に見直しを行う」というのがありますよね。全体のところだと8年ごとというのがあつて、それは56ページのスケジュールのところにも8年ごとに見直されるというのがあつて、6ページのところは8年後だけで良いの

かなと。8年ごとと入れた方が良いのかなって思ったり。分かりにくい質問となっていましたけど。質問というか思ったところを言わせていただきました。

会長 第3章の現状と課題の書き方の形式や表現についてのご意見いただいて、もう一つは前回の第3章だった、府中市の目指す教育の部分の扱いについての確認です。最後の点は、文言的なところもありますが、3点後指摘をいただきましたけど、これらについていかがでしょうか。

事務局 課題と「～について」や、8年後・8年ごとの整合性等については、改めて整理させていただいて、計画書としてきちんと統一している、見やすさというのも求めて作っていききたい、その辺については、初めて見る方でも分かりやすいものを作っていききたいと思いますので、再整理させていただきます。

2の府中の教育のところですが、9ページ(1)教育に関する計画というところに集約させていただきましたが、これについては、国の教育の考え方である学習指導要領が、学校施設整備指針として施設整備に跳ね返ってくる流れと、ソフト面で国からの学習指導要領を受けて、それが府中市の教育プランに繋がっているという内容を併せて表現したいところがあり、この中に落とし込んだのですが、そのことによって府中市の教育の部分が、ご指摘いただいたように、少し分かりにくくなってしまうという印象がありますので、これについても改めて構成し直したいと思います。

会長 書き方に関して流れがきちんとしているか、一貫した形になっているかについては、引き続き精査をしていただいて、ブラッシュアップをしていただくということと、府中市の教育の部分に関しては、今ご回答があったように少しバランスをとりながら、書き込み方を少し工夫していただくということによろしいでしょうか。

その他前半部分についていかがでしょうか。

委員 28ページの特別支援教育施設整備についてというところで、課題として挙げられているのは、通常学級、情緒障害については、教室を確保する必要があるという、この1点だけです。府中市の特別支援教育が抱える課題がこれ一つとは思えません。建物のバリアフリーの関係や他にも課題があるかと思います。これ1点で済まして良いのかなというのが疑問に思います。

事務局 ここの整理で、バリアフリーが最初は入っておりまして、全体的なバリアフリー、またはユニバーサルデザインという観点が、どこで位置付けるのかという議論がありまして、改築される学校については、すべてユニバーサルデザインを徹底するということになります。ユニバーサルデザインが徹底されると、特別支援教育とかいったその他の教育も、よ

り推進すると施設課では思っているところです。ただ、今のこの表現については、委員が仰るように、ここだけ見ると、あたかも課題が一つと見えますので、ここは整理しながら、表現を変えたいと思ったところです。前に専門の統括がここに来ましたので、改めてこの表現については意見を聞きながら付け加える方向で検討します。ありがとうございます。以上です。

会長 よろしいでしょうか。最終的に施設整備になるので、当然施設整備に繋がる場所を書くということになるのですが、こういう内容ですので、少し上段にかかる部分も丁寧に書いていただいて。どこまで遡るか分かりませんが、まずはソーシャルインクルージョンの問題があって、その後に合理的配慮といわれている事柄があって、それが施設面に跳ね返っている部分があると思うんですね。ですから、あまり書きすぎる必要はないと思うのですが、少し内容に合わせて丁寧な書き方を工夫していただくということでもよろしいでしょうか。その他、3章までのところはいかがでしょう。

委員 27ページ辺りの学校施設の現状と課題というところですけども、この(2)で、大きなくくりとして小中連携一貫教育という言葉が出てきますが、以前の資料を見た時に「小中連携一貫教育」という言葉と、学校施設の話なので「統廃合」という言葉があったのですが、その辺は学校施設としての課題として、「統廃合」というところは施設をこれからどうしていくか、というのでは課題だと思っておりますが、その辺は、並ばないのかなと。

会長 今のご質問についてはいかがでしょうか。

委員 将来、数十年後の子供が減ってくることを考えると、統廃合もある程度念頭に入れた上で、現状の課題としての整理が必要なのではないかと思う。

会長 そうですね。事務局どうぞ。

事務局 まず、27ページまでに統廃合というところがあったのですが、8年ごとで改定をするということなのですけども、実は4章、3章の前がないということでこういう形になってしまっているのですが、検討の余地があると思っておりますが、その時は適正規模、適正配置に触れていまして、48ページになりますね。今、児童・生徒数の現状を見ますと、果たして統廃合が実現可能かどうか不確定であります。次の8年ごとにどのタイミングが分からないのですが、現状では適正規模・適正配置という表現で括らせていただく中で、検討していくということで、少しはっきりしない形で今回削ったような経緯がございます。しかしながら、小中連携一貫教育制度を政府が進めていることでもありますので、これと統廃合を分けて議論をしなければいけない。一方で公共施設マネジメントという考え方で、確かに統

廃合を進めるという考え方があるのですけれども、あくまで教育環境というところでいくと、児童・生徒数の減少を見込む中で、現状ではまだ、そこまで児童・生徒数が減るかどうか不確定要素なので、今回のこの計画の中では削らせていただきました。

あと20ページをご覧くださいませ。20ページについては、先ほども表記についてはご意見をいただいたところなんですけれども、黄色枠の中の現状では「都内の他自治体と比較して、1校あたりの児童・生徒数が多いが、将来的にはゆるやかに減少すると予測されることから、児童・生徒数の増減に対して、柔軟に対応出来る学校施設の整備を行う必要がある。」というところで、ちょっと濁して書いてあります。ですので、この計画の中で統廃合を議論するのは避けたというわけではないのですけれども、議論するのは早いということで、今回そのところにつきましては、そのようにさせていただいたということです。以上です。

会長 今、ご説明があったように、おそらく一貫校にする場合、施設内容に対しての影響が出てくるので、しっかりここで書いておくということ。施設規模、統廃合を含む、規模の適正化に関しては様々な要因があるので、今ご説明したような形で、少し弾力的な書き方をされているということだったと思いますけれども。

委員 そうであるならば、先ほど説明のあったように4章のところでは何らかの形で言及するとか、その辺も一応検討していただければ。

会長 では、基本的な割り振りの整理は現状の通りで、一部表現を少し確認していただいて補うべきところは補っていただく、ということによろしいでしょうか。その他なにかございますか。

委員 3章までのところを読んでいて、指導室は目を通しているのですか。というのは、第2次府中市の教育プランが平成32年に見直しになりますよね。それが第2次府中市教育プランのところはクローズアップされているのだけど、いわゆる教育振興基本計画に当たるものが府中市ではこの学校教育プランなのではないかなと思う。そこの整合性というのは取れているのかなと思ったのです。なぜかという、さっきありましたように小中一貫校の話がありましたが、その話が一切出てきてないですよね。教育振興基本計画の中で出てきてないのに、ここに一貫校の話がいきなり出てきているという、今、府中市がやっているのは小中連携・一貫教育と言って、それが一色単になっているものを実施している。その延長上に校舎一体型の小中一貫校を作っていくんですよという、そういう発想なのかなと思ったが、ここの表記をみると、今後小中一貫教育を進めていくにあたって校舎一体型を作っていくという書き方になっているのだけれど、段階的にそれで本当に良いのかなというところですね。今後の全体の動きの中で、この計画が動いていってしまうと、指導室の本当の教育振興基本計画のところの整合性がとれなくなって、矛盾点がでてくる気がするの

で、その辺を調整していただきたいなというふうに思ったのと、3章のところは、現状と課題を書くべきところだと思うのですが、現状だったり、課題だったり、つまり現状に対する課題が書かれていない。現状が書かれているところでは、課題が書かれていなかったり、さっき委員が仰ったのはそういうことだと思います。その辺をきちんと整理された方が良いのかなと思いました。それから委員が先ほど仰っていましたが、「てにをは」の使い方からなんですが、例えば文言の使い方が本当に適切なのかとか、接続詞の使い方も間違っているのではないかというのがあったり、それは見てわかってらっしゃるかなと思うのですが、句点はあるのだけど読点が打っていないとか、文章そのものの構成も見直され方が良いのかなと思いました。

会長 最後にご指摘いただいた、細かなブラッシュアップのところは、やると宣言いただいているので、それに委ねていただくとして、その前にご指摘のあった小中一貫校をめぐる教育プランとの整合の問題と、3章の現状と課題の部分は先ほどと重複するので、同じようなご回答になりますが、特に前段の部分はいかがでしょうか。

事務局 今回、まず指導室に確認を取っているかということですが、確認行為だけにつきましては、資料は毎回指導室に今回の協議会等については回覧してきた経緯がございます。ただ、議論をしたかということ、議論を行っていないのが現状です。今回、小中一貫校については、委員が仰っていただいたように、府中市の場合は小中一貫教育を推進しているということで、実際に小中一貫校については、確かにこの計画が出て、はじめての表現になるかと思しますので、この表現については、再度指導室に確認をして、表現のあり方について検討し、しかしながら、小中一貫校ということについては、それでもあえてこの計画で触れていきたいと思っておりますので、触れ方については都度調整をしていきたいと考えております。

委員 そういう意味ではなくて、指導室も一つなのですけど。例えば学務保健課もそうだし総務課もそうなんだけど、そこで共通認識がとれた上での計画なのかなってところなんです。

事務局 ありがとうございます。基本的には今回教育委員会がこの計画に基づいて一つになるように、一生懸命情報共有しているところです。

そこを仰っていただいているのかな、と思うのですが、この計画が多岐にわたっており、教育委員会の全ての課に関係しておりますので、今これを情報共有しているところでもあり、一生懸命私達の方で多々協力いただきながらやっているところですので、今仰っていただいたイメージを、十分に、常に念頭に置きながらこの計画を進めていきたいと思えます。

会長 では3章の部分に関して、関連各課と再度確認と調整をしていただければと思います。3章までのところはだいたいこのくらいでよろしいでしょうか。

それでは次に、第4章に移らせていただきたいのですが、第4章は私達がこれまで議論してきた事柄が含まれておりますし、特に7・8のスケジュールと整備費用の部分は今回新たに示していただいている内容も含まれておりますので、4章について何かご質問やご意見があったら頂戴したいと思っておりますがいかがでしょうか。

まずは、老朽化対策の考え方について前段の方でグループ分け、早期着手校の位置づけなどについて触れていただいた上で対策の方針ですね。特にこの中ではすでにご説明があったように改築を基本として当面は進めていって、必要に応じて今後の見直しでローリングをかけるということが示されていること、それから5番のところで教育環境の充実のこと、6番のところで地域との連携・地域の拠点となる学校ということ。というのが触れられていて、その次にスケジュール、整備、費用ということですが、どこの部分でも結構です。第4章についてご質問やご意見があればお受けしたいと思います。

委員の皆様が見ていらっしゃる間に、少し。大変細かなことなのですが、39ページの図の4-1というのがあるのですが、整備順序の矢印はこの方向で良いのですか？上から下に整備が進んでいくのは逆ではないかと思うのですが。大変細かなことですが、それは確認いただいて。

その他いかがでしょうか。先ほどもご説明がありましたように、従前にこういうグループ分けをしたわけですが、今回特に7章のスケジュールところを見ていただくと、これをひとまず現在考えている2年ごとのペースに割り付けていただくと、こういうような、かなり長期のプロジェクトが連鎖的に繋がっていく形になるということが、ここで示していただいているということと、8年に1回、見直しをかけていくということですので、これがグルーピングが完了するごとに、見直しのタイミングがシンクロナイズしているわけではありませんので、その見直しの時に、あるいは最初に計画を策定する時に、次の見直しの時期までの内容を射程に入れていかなければいけない、というのが繰り返されるということが、このことから明らかにになりますので、具体的な早期着手校2校はすでに決めていただいているわけですが、その後の第1グループの中でどういうふうになっていくか、その先のこともあるわけですが、こういうサイクルの中で決められて進んでいくという枠組みをここで示していただいているということ。第8章については、現在の見込みで積み上げると、この事業費になるので、現状と比較しての追加分で必要なコストで、ある程度お認めいただいて進んでいかなければいけないわけですが、その辺の枠組みが今回新たに示されたことになっています。

いかがでしょうか。前段の方は、既にここの協議会で再三議論してきたことをまとめていただいているので、漏れがないかどうかという視点でチェックしていただいて、7章・8章について少し今回、ご確認やご意見があれば。

いかがでしょうか。何もなしで次に行くのは少し不安があるので。

委員 56ページの学校施設の整備スケジュールのところ、先ほど話が出ましたけれど、最初は8年目に見直しとなっているのですが、見直しの黄色のところを見ますと、それ以降は8年ごとじゃないんですよね。これは、最初は確か8年目で見直しとあってそのあと、9年後とか数が違っていて。それとも、もともと黄色の位置が間違えて8年ごとが正しいのかその辺をお聞かせいただきたい。

事務局 足掛けということもあるのですが、策定になってから1年ずれた関係で、最初がずれたかもしれません。最初だけが短くなって、あとは8年ごととなっているのですが。当初、この表が、私達の課が発足した3年前からありまして、にらめっこをずっとしてきた関係がありまして。ここのところは改めて調整をするなり、もし最初がこのタイミングであるならば、そこには、しっかり説明を付け加えたいと思います。

委員 早期着手校でもあって、第1グループ、第2グループと書いてあるのですが、優先度でいったら第2グループは低い。比較的新しくて耐久性もまだあるというのが、第2グループになると理解しているのですが、第1グループが終わる辺りで、真ん中に見直しとマイルストーンがあるのがなんとなくスケジュール上、スマートな気がしているのですが、そことは関係なく8年ごとにやるということなんでしょうか。というのは、では第1希望・第2希望の区分けはなんだったのかと、はっきりしなくなってしまうのではないかと思います。違うのであればその境目でなんだかの見直しを、施設という観点でやるべきでは。

事務局 改定の時期ですが、色々な考え方で、どのタイミングで見直そうかと議論はしておりまして、他の市の状況を見ていると、やはり社会情勢の色々な変化があるので、5年ごとに見直したり、割と短いスパンで変えている市が多かったのですが、早期改築着手校から着手した後、この計画改定をする間に検討の時間が必要になるので、新しい学校が建てながら、その状況をきちんと評価をして、それを次の計画に繋げたいというところをスタートとしてまして、その観点でいった時に、今回早期改築着手校が2022年に改築が終わって、終わった後、きちんと評価をした上で、次の改築の検討に入っていくということをやりたいと考え、8年間という計画サイクルを作らせていただいております。今後、8年後に見直しがあった時に、グループの考え方というのを、全部の学校がまた築年数が増えていって、今回50年という線を引いて、第1グループ、第2グループの分け方を、基本的にはしているところもあるので、次の改定時には、第1グループ、第2グループが混ざってくる現状が出てきますので、その中でまた改めてこの周期、グループ分けというのも柔軟に対応していきたいところもありまして、今回8年という計画期間とすることによって、なるべく柔軟性を持たせた計画としていきたいと思います。

事務局 委員が仰っていただいたところにつきましては、第1グループ、第2グループのところのご意見となるんですけど、今、事務局が説明した内容を記載した中で委員の考え方については第1グループ、第2グループについてのタイミングはあるけれど、そこについては今の事務局の説明で今回8年にしたという説明を、この中で加えていきたいと思えます。

会長 委員にご指摘いただいたように、いくつかの制約事項が積み上がって調整されていくので、おそらくきれいにシンクロナイズしていけば計画としては美しいですね。ですが、他方で、色々不確実な事柄もあるので、事前イメージ的に確定した整備スケジュールをここで示しているわけではないです。かなり言葉足らずな部分があって、いくつかのことを重ね合わせた時に、こういうことになりますよという見取り図を示している。まず第一に、グループ分けがなされているということがあるので、その順番に進んでいきます。これはほぼ確定している。それで次に、原則としてはそれぞれについて2年ごとに2校のペースで整備を進めていくということになるので、斜めに降りていくところですが、そのグループにおいて基本設計・実施設計、工事というのが進んでいくというのが、ずれていくような進み方だということです。これとは別に計画をローリングしていくための見直しサイクルというのがかかってくるので、この見直しサイクルに制約されて事業を進めるというよりは、考え方によって整備が進んでいくのだけど、それをある一定のタイミングでまわしながら、見直しをしていく仕組みがかぶさっていると考えた方が良いのだと思えます。図表の作り方とこの説明の仕方が言葉足らず、表現が足りない部分があると思うので、少し工夫をしていただくと良いのかなと思えます。これを見て、すでに皆様お気づきだと思いますが、見直しのタイミングというのは、ご指摘のように最初だけずれているのですが、すでに部署内で見直しのタイミングをマイルストーンにセットして、色々なものを動かしているの、それで1年ずれると全部1年ずれる等、色々なことが出てくるかもしれないので、そういうスキームをどこかでしていただくなどして、マイルストーンの考え方をこれはこれで整理すれば良いと思うのです。そうすると最初のマイルストーンが2028年にセットされるので、この見直しの時期には、第1グループの最初の6校の実施設計に着手するところまで進んでいるということになる。あえて言うならば、1年後に計画が出来る時には、そこまで射程にいれた計画として発行していく必要がある。そのことを、ここで、私達は共有しておけることだと思っております。今の理解でよろしいでしょうか。

事務局 今、仰っていただいた2校の早期着手校を除いた6校、ここで言いますと、見直しの2026年下を下りてくると、上から早期改築着手校、次に3校目に入りますので、ここまで射程で今回の計画の中に入れていく必要がある認識でいるところであります。

会長 この部分に関して、そういうような考え方を取り入れればと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員 強いて言うならば、1中と8小で、早期着手校があるわけですから、そのフィードバックというのは非常に大事だと思うので、最初の数年間はイメージみたいなものにつけ加えて、早期着手校のフィードバックが出来るような、短期間でもスケジュールにイメージとして進めますというのが入ればよろしいかなという気がします。

会長 今いただいたご意見は、おそらく第6章の86ページのPDCAあたりに関わることだと思うので、書き方はどうなるか分かりませんが、早期着手校の改築工事をやったことから得られるものをどうするかということは、どこかで触れておいた方が良いかもしれません。ご意見ということで承りたいと思います。

委員 4章のところの50ページですが、小中一貫校と特別支援教室について読ませてもらったら、最後の語尾が6章で示す本計画の見直しのタイミングで検討しますと書いてあります。6章にいくと、2章の2、(2)計画期間と更新サイクルに示したとおりと書いてあるが、これが見当たらないのですが。さっき仰っていた、56ページを見ると、8年ごとということになる。計画の整備スケジュールを見ると。そうすると、8年ごとに、本計画の見直しのタイミングで検討するという事は、一貫校も特別支援教育も検討されるのは8年ごとになるわけですね。そうすると、さっき仰った中身がどこで反映されるのか。8年後ですか。という話になってくるのかなと思ったので、その辺の整合性を検討していただきたいなと思いました。

会長 相互に参照しているところのリンクがきちりとしていないところも若干あるようですので、その精査も改めてしていただければということです。その他いかがでしょうか。第4章について。

内容について、私が拝見した限りでは、かなり議論の内容が反映されているようではないかと思いますが、特になければ次の章でかなり具体的な内容が書かれていますので、そちらの点検に移らせていただけてよろしいでしょうか。

それでは次に第5章の学校施設の改築整備方針及び、標準仕様。これは目指すべき学校施設像、全体整備方針からそれぞれの内容のところ、今回トピックで取り上げていただいているところを中心に議論して、力を入れてしっかりやろうと考えているところを特出しして、まとめていただいている形式になっておりますが、おそらく、これが具体的に、それぞれの基本構想、基本計画、基本設計を進めている時の、一つの指針となりますので、そういう視点から見ていただけてご質問・ご意見があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

委員の皆様お考えの時なので、先に私の方からご指摘させていただきたいのですが、71ページのところの、特別教室の部分のトピックなのですが、今回メディアセンターというの

が、アンケートなどで分かる図書室に対して、子供たちが非常に大事だと考えていることが明らかになっており、当然、パソコン教室という形であるのですが、これも今後技術の転換の中で色々変わっていく。当然、子供たちの、主体的・対話的な深い学びというアクティブラーニングの話があるので、メディアセンターと書いてあるのですが、このトピックのところを見ると、いきなり、立ち話等の多様な交流のきっかけは、こうなんだと出てきている。おそらく、この前に図書館機能を内包した上でとか、図書館機能を核として、とか書いておかないと、いきなり付随している部分だけ書かれている感じになっているので、そこは表現を工夫していただくと良いのかなという感想を持ちました。というような具合で色々あるかもしれませんが、いかがでしょうか。

今回、今まで皆様に議論していただいた内容に照らし合わせると、基本的な機能、スペース、あるいは内容の充実を図ったということと、特別教室に関してはメディアセンターのこと、それから地域開放を視野にいれたそれぞれの諸室の考え方があって、それから管理諸室に関しては、校務センターを導入という一つの大きな目玉になっているというのが、見ていただくと分かるかと思います。それから、先ほどもご指摘のあった特別支援学級などが書かれている。当然、体育館・校庭辺りのことも、議論した内容が盛り込まれているということになっています。

委員 普通教室のところに、手洗い場を設置しないと書いて欲しい。特別教室のところは、手洗い場を設置する。理科室も図工室も書いてあるので、手洗い場を設置しないってないですよ、この中に。手洗い場をどこにどうするのか議論をしたこともあるので、そのため広く使いたいというのもあったので、どうでしょうか。

事務局 前回の資料25、設備の整備方針で手洗い場は設置しませんと明記させていただいたのですが、普通教室の機能として「設ける」もののみを記載する形に整理しまして、今は、82ページの上から2つ目のeというところに廊下は、手洗い機能を設けるというところに記載しています。確かに今まであったものがなくなるという意味で、重要なところになるので、きちんと、もう少し分かりやすいように表現するよう、検討します。

委員 そうですね。そうしたら手洗い機能は廊下にとか、こちらに書くとか。教室の中はどうしちゃったの？と思う人もいるかもしれない。

事務局 そうですね。普通教室になくなるという形になると、廊下に設置しますというところが、逆にきちんと書く必要があるものになるので、これだけもう少し抜き出したりして対応するようにしたいと思います。

会長 そのような形にさせていただきます。

委員 74ページの管理諸室のところ、校務センター、教員エリアについて。この中で児童・生徒への対応が出来るように、カウンターを設置するとあるのですが、この議論の時に、児童が相談にくる時に、現状ですと、職員室の入口で立ち話になったりと、児童が使える、こういう形の校務センターであれば、子供達と同じ目線で会話出来るような、カウンターのような構造はあってほしいなど。いわゆる、教員が児童を見下ろすような形で対応するようなカウンターでは、あまり意思疎通が出来ないと思うので、出来れば同じような目線で、座って対応出来るような小さい机等があれば、と思います。

会長 今回の点いかがでしょうか。児童・生徒と対応スペースについて。

事務局 今回74ページ、委員のご意見をいただいた件につきましては、これはあくまでも、ここではカウンターを設置するとさせていただきますが、その形式等につきましては、学校の教職員のご意見を参考にしながら、相談のしやすいものを設置するよう、心掛けていきたいと思います。

一つ、共通認識としていただきたいのですが、普通教室の図が70ページにレイアウトが入ってしまっていて、今後イメージしにくいものについて、今回新しく、例えばメディアセンターといったものについて、全部図を入れていきたいと思います。今回、標準仕様というのは、今後これがバイブルになって、設計に入る時、設計会社がこれを見ます。今までこういったものがないと、担当によってぶれてしまう傾向があったので、第5章は特に今後バイブルになって、設計屋さんもこれを見て、こういう考えがあるよと、ここから詳細をつめていくという流れを作りたいと思っていますので、こういったものを定めさせていただいたのが前提にあります。さらに今回の計画は、保護者の皆様、地域の皆様に対して、府中市の教育はこういうふうに行くのだと、お示ししたいと思っていますので、もう少しイメージがしにくいものとか変更点があるものについては、絵を入れたり、写真を入れたりして、表現をこの中に入れていきたいと思います。そうすると、この第5章のイメージが変わっていくと考えております。

会長 では、そのあたりは、なかなか文章で全部を表現しにくいものもあると思いますが、引き続き表現の確認等を進めていただければと思います。その他いかがでしょうか。

委員 71ページから78ページで、71ページの話をする、特別教室のアの理科室のところ(ア)収納力を確保すると書いてありますがイがないんです。このままで読んでいくと、収納力を確保する中のaで耐薬品性の、と読んでいってしまうと思うんだけど、それがイの音楽室もそうですが、防音機能を備える中のa b c dになっていますよね。ずっと見ていただくと分かるんだけど、76ページのキの会議室になると、いきなり(イ)になる。

これは表記の問題になると思うのですが、例えば力の(ア)ときたら、アの項目に属するもののaということだから。もし書くならばa・bで良いのではないか。そういう併記で良いのではないかなと思うのですが。そこに意図はないと思うので答えは結構です。

会長 このような問題は、多分に、良かれと思ってソフトウェアの方がそういう機能を持っている。それが変なことを引き起こすということもありますので、これも「てにをは」のブラッシュアップと同じように階層性の確認をしていただければと思います。その他いかがでしょうか。

委員 自分が提案した車両動線に関してどこに書いてあるのか。63ページの配置の方針にも特に書いてもないようですし、82ページの校庭に関しても書いていなかった。現実十小が危ない感じがするので。書いてなければ、これが本当に設計に業務方針としてなるので、やはりその点は明記していただいて、設計の段階でちゃんと考慮していただきたいという思いがありますので、それをどこかで入れていただきたいと思います。

事務局 今のは、校庭にトラックが入りやすいつくりになっていると、以前いただいていたご意見だと思いますので、そちらについては検討させていただきます。

会長 確認していただいて、必要に応じて追記をご検討いただくということで。その他いかがでしょうか。

委員 体育館を、地上に設置すると書いてあるんですね。矢崎小や四谷小が2階に体育館があるのは、多摩川が増水した時に、避難所として確保出来るようにということで、2階に体育館を作っているということだったんだけど、その前提は全部なしで、体育館は地上が基準ですよ、というふうに決めちゃって良いんですかね。議論したのかなと思うんですけど。

会長 今、ご指摘の部分は、ハケ下部分に対する配慮というのは議論になっていたもので、そういうような議論をなされたということで書かれているので、もしかしたら表現が十分でない部分が、原則としてと記載されていることだと思いますが。

事務局 西日本でも水害が発生している現状で、今回、防災危機管理課との調整を図ったところがございますので、原則としてということなのですが、場合によっては、2階に設置ということも想定しなければいけないということで、「原則」を使わせていただいています。基本的に水害の場合に、ハケ下は避難所に指定しないということが、防災危機管理課より情報が入りましたので、ここについては新たな表現になります。今までここを明記せずに、

今まで府中市の考え方で、教育委員会と市長部局との連携のところで、果たして上手く連携が取れていたのかは分かりかねるところがあるのですが、少なくとも水害の場合は、ハケ下は避難所に指定しないということが確認とれましたので、それであれば今回、地震の時の災害として、体育館が2階にあった場合に、また、地下にあった場合にバリアフリーの面はどうするのか。そういうところで、今回、原則という言葉で1階にするということを使わせていただいております。

委員 体育館の件では、ハケ下とか、水害に対応するハザードマップからこうなったのですが、確かに2階に体育館がある、現実的には若松小学校ですね。これは狭いからなのだけど、当然1階になると。将来を見据えて、第1グループ、第2グループに分けた時であれば、矢崎もそうですよね。そういうところも見通せるような表現がどっかにあると良いなと思いました。

会長 今回の点に関しては、防災の方も、担当課の考え方と整合を取っていくというのが原則だとは思いますが。ただ、実際発災した時に、色々なことが起こりえて、当初想定していた通りにはいかないことが、結構起こるとというのが、過去の災害から学んでいることなので、思ったとおりでなかった時に、それを支えてくれる受け場所があるかどうかということだと思えますね。基本的な考え方としては、一般的なものとしては一次避難所として対応していて、当然ながら、地域開放部分でそういう機能に使えるものを今回設けて目配せをしているので、ハケ下で使わないから一切良いというわけではないですし、仮に体育館が下に下りてきたとしても、何かの時に全く対応する術がありませんっていうよりは、そういう場合、この辺が調整として使えますということは、若干目配せしても良いのではないかと思うのです。計画的にすべてが動けば良いですけど、そうではない場合もあるので、動かなかった時に備えがあるということも、とても大事な考え方だと思います。その辺の表現を工夫していただければと思います。他いかがでしょうか。

委員 資料66ページと67ページ、標準仕様というシートが今回初めて見るかと思うのですが、この見方がよく分からなくて質問ですが。表5の1は小学校で、表5の2は中学校ですか。ただ、表5の2のところは小学校と書いてありますがそれは間違いでしょうか。

あと、その表の下の方にいったところに中学校、表5のところには共用という欄があるのですが、表5の1の小学校には共用という部分がないのですが、表として完成していないのではと思う。もしこのデータがあるのであればそれをみて理解しようと思うのですが、間違いであれば改訂版を作っていただきたいと思います。

事務局 こちらの表は、ご指摘いただいた点については誤りでございます。5-2が中学校であるということと、中学校の表の共用部分については、面積を算定するために試算で入

れていたものが残ってしまっていた誤りですので、こちらについては削らせていただきます。

委員 小学校にも共用部分があるわけですね？それは？

事務局 ございます。共用部分というのは、廊下等を含めての共用部分となるので、学校の規模を見定めるために、試算として、右にある1～4の40%として使用しておりましたが、67ページのコマ数を設定する諸室には、共用部分は入れていませんので、これについては削除させていただきたいと思います。

委員 そうすると、赤と黒の数字を足した時に赤の方がこれから新しくしようとするのが、数字が黒に変わる時数字が小さい場合には面積を少なくしたという理解でよろしいでしょうか。

事務局 そうですね。合計のところ、規模と室数をかけて合計が出るのですが、こちらが小さくなっている場合には、コマ数が小さくなったと判断していただいて結構です。

事務局 補足ですが、あくまでコマ数で減っているわけであって、教室そのものの大きさが、先ほど説明させていただいたように、基本的に今の小学校は7m×9m、6.3㎡～6.4㎡が基準となっております。1コマの教室数が今回大きくなっておりますので、ここについては、あくまでコマ数としてはイコール、もしくは減っている。逆に言えばイコールの場合であれば、今の教室よりも、基本的には大きくなる傾向にあるというふうに捉えていただければと思います。私の説明が悪かったのですが、今回このコマ数というのを、なぜこの第5章に載せたかという、あくまで普通教室を1コマと捉えて、その何個分と表現をさせていただきました。これも、先ほどの設計に関わった場合に、それぞれ学校を建てた場合に、若干の各特別教室にばらつきがあったと判明しております。よって、今回例えば小学校で作る特別教室で、理科室をつける場合には、教室として1.5個でお願いしますということを書いてあって、そういったものが若干1.6になったり、1.7になったり過去にはしておりましたので、ここではコマ数を設定することによって、教育環境を平準化して、公平な教育環境を担保するという、今回この表を作らせていただきました。

委員 78ページの特別支援学級、ここに、黄色い四角の中に特別支援教室を整備します。と章展開をしているんだけど、下に書かれていることって、知的固定に対してのみですね、ここに書かれている内容が。あと、聴こえと言葉はどうするのかとか。そういう分類にした方が良いのかなと思うのですが。ちょっと検討してください。

事務局 今回の特別支援教室というのは、この協議会でも資料20で議論いただいたところでありまして、聴こえと言葉につきましても、本来こちらに掲載すべき内容ですので、これについては掲載させていただきます。

委員 先ほどに帰るのですが、コマ数の表は標準仕様書となるんですね。なのに、旧って要るのですか。区画として。こうなさいという指針が標準仕様書なのに、今までこうだからこうなさい、というラインはいらないと思うのです。これでいきなさいというのが標準仕様書のはずなので、新だけで良いと思う。逆に混乱するのではないですかね。工事の人間が、これを見て設計変更の打合せをする時に、旧って何って言うのが出てくると思うので、府中市はこれでいくんだよ、という指針でいく場合、新だけを明記しておけば、それに沿ったもので設計と設計の打合せは進んでいくはずなので、旧はいらないと思います。それを入れるなら、前段の現状と表の方に入れるべき話で、それはこれから作るものなので旧は比較対象でいらないと思う。

会長 新しい方が主であるように読み取れなければいけない、というのは私も同感で、従前のものの表記が不要であるか、明らかに分かるように、比較出来るようにしておくかというのは判断が分かれるところなので、一長一短かと思うのですが、今の委員のご意見も踏まえていかがでしょうか。

事務局 設計者さんが見ていただく書類としては、新だけ必要ということで大丈夫のかなと思いました。今回初めてコマ数という考え方を出して、今までのばらつきをどう抑えるかという中で、一つの根拠として、旧をベースに、平均的な学校がどのようになっているかを見ながらコマ数を決めていった経緯がありましたので、今お示しいただいている状況になっています。

計画書を見た時にコマ数が初めて示される中で、設定しておいた方が良いかということについては、どちらに重きをおくかということも含めて検討します。

会長 いずれ計画として発行する時の表現の仕方とか、どういうふうに必要な注記をしておくかを含めて、ご検討いただければと思います。

他いかがでしょうか。大体ご意見がでたようですので、もし、よろしければ5章はこのぐらいにして、最後に、今回新しくご説明いただいた、6章の継続的運営方針のところに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

時間もやや押し気味ですが、6章の部分、新しくご説明いただいた部分ですので何か、ご質問やご意見があればいただければと思います。

6章の1のところはPDCAの進め方が書いてあって、2のところは個別の学校の改築に関する進め方のことが書いてある、という流れになるとは思いますけど。1番のところは先

ほど委員からご意見いただいたように、8年ごとのサイクルの中で、必要な見直しをかけていくということと、早期着手校2校から得られるフィードバックについて、記述を工夫していただければと思いますが、その他いかがでしょうか。

おそらく、2番のところの老朽化対策進め方というところは、それぞれの学校において、基本的に示された整備方針に基づいて、個別の学校の状況や敷地状況、その地域も含めた特色を、どのように反映させていくのかという進め方に関わる部分かと思いますが、何かご意見等あれば。

委員 細かいことが気になるのですが、老朽化対策のすすめ方の中の、88ページの工事のところ、直接工事の対応、40ページのところ、現状の施設の劣化状況の写真がありますけれど、こういうような現状発生しているような劣化が起きないような構造あるいは工事の手法なりをとられるんですよね？

事務局 今回の工事について、88ページにあるように、改築工事に限定しておりまして、今委員に仰っていただいたのは、今回劣化があった、あるいは管理しにくかったり、合理性に欠いているような施工や在り方があったりということが、当然今回の工事では、そこを踏まえたうえで設計をするんですよね、ということによろしいかと思います。そこについては、しっかりと、現状の学校の老朽化をしている箇所、又、今回の協議会の中でもご議論いただきましたが、三中・五中・十小、近年新しく建った学校の様々な状況を把握したうえで、今回この計画の工事についても実施して、更により良い学校を作るようにしていきたいと思えます。

委員 87ページの基本計画・基本設計・実施設計のところの主語が、設計者なんです。何が言いたいかということ、設計者は良いわけですよ、最初契約してしまえば、設計した人がそれでいきますよって言ってしまえば、それで進んでいってしまうのかな。つまり、チェック機能がどこかで働いて、この建て方をするとこういう不具合がありますよ、とかそういうところの検討することが必要なのかなと思うんですけど、多分、入札でやった場合、金額が安かった時に、本当はもう少しこうして欲しかったのに、契約金がこれですから出来ませんってなった時に、こちらの要望が通らなくなるわけですよ。それで良いのかな。この書き方だと、そういうふうになってしまうんじゃないかな。設計者がいますと言ったら、それでスルーなのかなと思ったので、その辺の表記も考えた時に検討してもらえれば。

事務局 非常に重要なご意見ありがとうございます。私達、今までそこは反省点がありまして、委員も今までの流れの中で、ご意見を頂戴したと思っております。今回この計画は、私達はこういう学校を作りたいという意思表示でありますので、あくまでチェック機能は行政にあると思っております。サポートする中で、設計者、場合によってはその中間的な要

素、新たな取り組みとして、チェックの出来るようなところを十分に考えて、この計画に基づいて皆様からいただいた意見を元に、府中市はこういう学校を作るのだという気持ちで、今回設計に入りたいと思いますので、この表記については改めての誤解のない様にしていきたいと思います。

会長 この辺りの、従前にも進行のプロセスをどうするかということは、若干議論はされているわけですが、事前にこうしますというのは、事前明示的に特定して書けないので、表現を工夫していく必要があると思うのですが、基本的な考え方としては、お任せ後は知りませんではなく、必要な段階を踏んでいきましょうということがある。もちろん、契約上は発注者・受注者の関係になるので、必要なチェックはしていかなければいけないわけですが、他方で設計者にしろ、工事業者にしろ、学校を作りたいという考え方に基づいて、ちゃんとした良いパートナーに加わっていただいて、専門的な業務をしっかりとやっていただいて、一緒に良いものを作っていくプロセスを重視するんだということ、とても大事なことだと思う。ですから、明確にこうするんだと書けなくても、基本的な考え方の精神としては、こういうふうに考えたいというのは、是非書いておいていただいて、単に粛々とこの計画で33校建て替われば良いということではなくて、まだ議論していただいて、色々な方のご意見や想いが詰まっているので、そういうのを踏まえてしっかり33校を作る。それぞれの学校は、1校1校大事な地域の学校ですので、良いパートナーとして加わっていただいて、やっていくという考え方を少し書いておいていただけると良いのかなと思います。

よろしいでしょうか。おそらく個別の進行プロセスの中で、行政の方・地域の方・学校の方等、色々なやり取りが出てくると思いますので、そういうのをしっかり進めていくということが大事だと思います。他いかがでしょうか。

委員 まず88ページ「改築工事後の学校施設の維持管理の取組」の中に絡むと思いますが、太陽電池パネルを遂行している学校があると思いますが、今後も太陽電池を載せていくのかどうか、その辺の判断をする場合、既に設置されている学校のデータを十分精査する必要があると思うのですが、その辺については、しっかり整理をされた方がよろしいんじゃないかと思います。その辺について何かありますか。

あと1点、今日配られた資料43、構成比較の中で、一番右の文科省の欄のところの(7)推進体制等の整備ところがありますが、府中市が、公共施設43%を占めている学校を、これからどうやって維持管理し、新しく改築していく学校に関しては、学校施設課だけでなく、財務とか色々な関係があると思いますが、その辺がどういうふうになって一緒になってやっていくかというのを、この資料に盛り込むべきなのか、盛り込まなくて良いのか。その辺についてはどうなのか

会長 推進体制の部分に対しての記述が欠落しているのではないかというご意見ですが、

この2点についていかがでしょうか。太陽光パネルの件と、推進体制と。

事務局 太陽光パネルの関係ですが、これまで防災の話をする中で、どういうふうに電源をまかなうかと議論を進めており、検討内容を今後整理していきたいと思っています。その際に、ライフラインを確保するための方策の一つとして、太陽光パネルがあり、改めて太陽光パネルのイニシャルコストとかランニングコストを考慮して検討していきたいと思っています。

もう一つの推進体制ですが、2章の12ページの中で、一番最後に、公共施設マネジメントプランの課題の中で、市長部局との関連性を記載しているものなんですけど、確かにこの維持というのが、計画との関連性であったりもしたので、的確かどうかというのがありまして、そういったものと合わせて、庁内体制の部分が、例えばP D C Aのところ、推進体制という項目を作るという変更も合わせて整理したいと思います。

会長 前半の質問の部分は太陽光パネルもそうですし、先ほどご指摘いただいた早期着手校のフィードバックもそうですが、P D C Aの中で、検討していくということで、1番のところはどう書くかを工夫していただいて、後段の部分は最後に書くのが良いのかどうか検討していただいて、そんなに沢山書く必要はないでしょうが、学校施設を作ること、それから維持管理をしていくこと、様々な実際の教育をされる方たちを含めてですが、色々な方が関わられるので、その辺の連携をしっかりとっていくという考え方は、この協議会で話し合われたことに関連する部分に関しては、良い書き方があるか検討していただければと思います。6章についてはこの辺りでよろしいでしょうか。

委員 6章2番の、地域住民の意見をもとに、となっていますが、どの段階で地域住民の意見とかを取り入れていくのかという部分を、明確にしておいていただいた方が良いかなと思います。基本計画の段階で入れるのか、基本計画・基本設計は役所、学校、設計事務所である程度決まった段階のものを地域に持って行って、実施設計でこういうものを作り出すという形にするのか、初期の基本計画の段階から、コミュニティスクールとかを活用して、その段階から地域を入れてきて意見を取り込むのか。入ってくる段階で、地域の意見がどうなってくるのか、結構大きいと思いますので。どこから入れていくのか、編成の中に入れても良いのかなという気がします。

事務局 ご意見ありがとうございます。今回、八小、一中に対しての地域の意見の取組については、この協議会でもアンケート調査を全校の小6と中2に対して行いました。その後、ワークショップを予定しているところなのですが、今どういう段階かということ、このタイミングの図でいくと、基本構想の段階で意見を徴収したということになります。ただ、今回進んでいる基本計画の中でも、こんな計画ですね、とフィードバックしなければいけない議論

をしているところです。要は、計画段階、基本設計、実施設計の段階でも、地域住民に、今、委員からも意見として出た、コミュニティスクール協議会にだけでも落とすとかが、そういったところを議論しているところなので、今分かる範疇の中で、2の今後学校計画の進め方についてしっかりと明記したいというふうに思います。

会長 基本的な考え方は今のことでよろしいと思うのですが、この点線の中に書いてしまうと、やらなければいけなくなってしまうので。私も、基本的にはそれぞれの構想や計画、設計が終わった段階で、段階が終わったことで説明をして報告をすることは当然やらなければいけない。さらに踏み込めるならば、構想づくり、計画づくり、設計の進行の中での、プロセスの中で、どういうふうに連携するか、次の段階がある。ただ、これは、それぞれの状況によって異なってくる部分があると思いますので、今のようなことも踏まえて、前段の方の文章を、もう少し丁寧に書くということが、まず出来ることかなと思いますが。もちろん、踏み込んで中に書き込むこともあっても構わないと思うのですが、その辺りご検討いただければということによろしいでしょうか。

その他、6章に関していかがでしょうか。大体意見が出揃ったということですので、少し時間をいただきましたけど、後からお気づきの点は9月19日までに追加の意見をいただければと思いますけれど、今日の協議会での議論と意見というのは、ここでひとまず取りまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは議題2は以上とします。次に、議題3の「答申の提出について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。この議題では28日の答申にあたっての説明をさせていただきます。

(1)の答申日については、9月28日の9時から、教育長室にて、教育委員会を代表して教育長が答申を受け取る予定としており、田中会長、森岡副会長に、協議会を代表して提出いただくこととしています。

次に、(2)答申時の提出書類についてですが、参考4で配布した協議会からの答申について、また、参考3の計画素案、計画素案の中に、参考5の本協議会の運営規則、協議会委員の一覧、審議経過を付けさせていただき、提出書類の一式とさせていただきます。

なお、会長から参考4につきまして事前に協議会からの意見として教育委員会の申し送り事項を5点伺っておりますので朗読させていただきます。

参考4をご覧ください。1から読み上げさせていただきます。

- 1 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案は、別紙のとおり、まとめました。
- 2 学校施設の老朽化対策については、児童・生徒が毎日を安全・安心に学校生活を送るため、重要かつ喫緊の課題であることから、厳しい財政状況においても、財源の確保に努めながら、着実かつ確実に推進していただくようお願いいたします。
- 3 本協議会では、学校施設が地域の方々の生涯学習や文化、スポーツ活動の場であり、

災害時の避難所であることから、「地域と連携し、地域の拠点となる学校」の在り方について、特に時間をかけて、丁寧に議論を行ってきました。このことから、老朽化対策を実施する学校では、学校施設に求められる様々な機能や役割を捉えながら、地域の特色や独自性を生かした、地域から愛される学校づくりに努めるようお願いいたします。

4 本計画については、児童・生徒数の増減や新たに求められる教育ニーズ、地域から求められる役割等の様々な状況の変化に柔軟に対応出来るよう、定期的に計画を見直すようお願いいたします。

5 継続的に実施される老朽化対策が発展的なものとなるよう、老朽化対策を実施した学校の点検・評価を実施し、より良い学校施設の整備に努めていただくようお願いいたします。

以上となります。

最後となりますが、答申をいただいた後の本市の取組の予定についてでございますが、現在11月に開催予定の教育委員会へ答申書を報告する予定であります。

その後、学校施設老朽化対策特別委員会へ答申の内容を報告等していきながら、事務局としての計画案を作成した上で、平成31年度に、市民の皆様のご意見を伺うため、パブリックコメントの実施を予定しております。

その後、計画案を教育委員会へ諮りまして、平成31年度末に計画を策定してまいります。今後も、委員の皆様には、この老朽化対策に関する情報を提供してまいりたいと考えております。以上となります。

会長 ありがとうございます。ただ今、答申の提出についてご説明をいただきましたが、資料4の文章の内容も含めて、何かご意見、ご質問があればいただければと思います。いかがでしょうか。

では、先ほどもご説明いたしました。先ほどの素案については19日までにご意見をいただいて、先ほどいただいたご意見やご指摘を踏まえて、事務局の方で検討させていただきます。最終的な答申に付けさせていただきます素案の取りまとめについては、会長の方に一任いただければと思いますがよろしいでしょうか。

私の方で事務局とやり取りをさせていただいて、最終的に取りまとめたものを、先ほどご説明があった期日に提出させていただき、ということにさせていただきたいと思っております。

これで議題3が終了ということで、本日予定されている議事はすべて終了となりました。それでは、最後に、4「その他」として、事務局から、何かありますか。

事務局 2点ございまして、1点目は、本日の答申素案、また、前回会議録について、委員の皆様からご意見・修正等ございましたら、9月19日(水)までに、メールまたは紙ベースで、事務局の方へ提出いただければと思います。

2点目は、本日の会議録でございますが、本日の修正事項等を踏まえた確定版の報告書と

ともに、後日郵送させていただきますので、ご承知おき願います。

会長 はい。それでは、その2点はご確認いただきますよう、よろしく願いいたします。

事務局 事務局として、至らないところが多々ある中、田中会長以下、委員の皆様には長時間にわたりご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

最後になりますが、府中市学校施設老朽化対策推進協議会を終了するに当たりまして、浅沼教育長からご挨拶を申し上げます。

教育長 こんにちは。教育長の浅沼でございます。教育委員会を代表いたしまして、皆様方にお礼を申し上げます。委員の皆様方には、昨年度7月26日の第1回会議から本日まで大変お忙しい中、9回に渡りましてご支援いただきまして、誠にありがとうございました。本日もそうですが、毎回3時間近くにわたる、大変熱の入った議論をしていると伺っております。ただ今も、委員の皆様方から貴重なご意見やご感想を賜り、ありがたく拝聴させていただきましたので、今後本市が学校施設の老朽化対策を実施していく中で、参考にさせていただきたいと思っています。今月28日にいただきます、答申書につきましては、学校施設の現状と課題の分析を踏まえ、今後学校施設の老朽化対策を実施していくに当たっての整備手法、あるいは目指すべき学校施設の姿、具体的な整備方針を示していただくとともに、長期にわたって実施していくこととなります、老朽化対策を発展的なものとするための、継続的な運用方針についてもお示しいただくなど、非常に多岐にわたる内容の提言をいただけるものと期待しています。今後はその内容に沿いまして、関係する様々な方々、あるいは関係機関としっかり議論をしながら、平成31年度末には学校施設改築・長寿命化計画を策定してまいりたいと思います。児童・生徒が毎日を安全・安心に、そして快適に学校生活を送ってもらうために、この計画を着実かつ確実に実施することが、私ども教育委員会に与えられた責務であると捉えております。その重要な第一歩を踏み出すことができそうです。そして、この老朽化対策を実施して生まれ変わった新たな学校が、子供達や地域の沢山の方々の笑顔を生み出す場となり、それが本市の魅力であり活力に繋がるものと信じています。というのも、この街で、この府中市で、よりよい環境で教育を受けさせたいというのは普遍の保護者の願いでございます。良好な学校施設に支えられた教育の質が、府中市の求心力を生むものと信じています。最後になりますが、委員の皆様にはこれまで9回にわたり熱心にご稟議いただき、この協議会を円滑かつ有意義に運営していただいたことを改めて感謝申し上げます。私からのお礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

事務局 それでは以上を持ちまして、府中市学校施設老朽化対策推進協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。